

物品区分表の廃止に伴う運用変更について（案）

要約資料

1. 「意匠に係る物品の区分」に関する令和元年の意匠法改正（1）改正概要

令和元年5月の意匠法改正により、現行意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分が削除され、意匠登録出願の方法について経済産業省令に委任されることとなった。

現行の意匠法第7条

「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第7条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分によるものとする。

改正後の意匠法第7条

「意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。」



意匠法施行規則第7条を改正し、**別表第一を削除する。**

「一意匠」の対象となる基準を経済産業省令に定める。

改正法の施行時期：公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 物品区分表の廃止に伴う運用変更の方向性（1）検討すべき事項【審議事項】

運用変更の方向性を検討するにあたっては、以下の各点について検討を行ってはどうか。

本ワーキンググループにおいて検討を行う事項（案）

- （ア） 出願された意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準**
- （イ） 「出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類する告示等」（以下、「物品区分表に類する告示等」と記載）について、どのような点を考慮しつつ作成するか**

なお、意匠登録出願は意匠ごとに出願し、一つの出願に二つ以上の意匠を含めてはならないとの要件に関する判断基準については、昨年（平成30年）意匠審査基準ワーキンググループにおいて、その明確化について検討し、その後改訂意匠審査基準が、本年（平成31年）1月15日以降の審査に適用されている。

他方、今般意匠法の保護対象が拡充され、これに則して組物の意匠についての運用を見直す必要があること、及び、一意匠の考え方について、一層柔軟な対応を行って欲しいとの要望があることを踏まえ、一意匠の考え方については、引き続き次回以降開催する意匠審査基準ワーキンググループにおいて、組物の意匠の登録要件等と併せて、対応の方向性について検討を行うこととしてはどうか。

2. (1)(ア) 意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準

「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を詳細に認定可能な場合は、意匠に係る物品等の明確性において、問題が無いものと取り扱うべきではないか。

意匠の認定を容易なものとするためには、「意匠に係る物品」の欄の記載により、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能が、明確に詳細に示されていることが望ましい。しかしながら、「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を詳細に認定可能な場合があることから、上記のような運用を行うこととしてはどうか。

2. (1)(イ) 「物品区分表に類する告示等」の作成に係る考慮事項

「物品区分表に類する告示等」を作成するにあたっては、以下の各点を考慮することとしてはどうか。

「物品区分表に類する告示等」の作成時の考慮事項（案）

- (1) 現行の物品区分表を基に、出願頻度に応じた入れ替えを行う
 - ①近年登録された意匠のうち、出願頻度の高いものを追加
 - ②過去20年間登録実績の無いものは原則削除
- (2) 意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加
- (3) 各物品等の記載順序については、国際意匠分類（ロカルノ分類）のクラス順とする
- (4) 日本語及び英語の両方の記載を併記する
- (5) 製品等の出現状況に合わせ、必要に応じて改訂を行っていく

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

意匠審査基準の改訂にあたっては、以下の各項目を明記することとしてはどうか。

意匠審査基準上明記する項目（案）

1. 意匠法第7条の概要
2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断
※次回以降のWGで検討
3. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断に係る審査の進め方
※次回以降のWGで検討
4. 意匠に係る物品等の用途及び機能の開示についての判断
 - 4.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の開示についての判断に係る基本的な考え方
 - 4.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例
 - 4.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例
5. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方
 - 5.1 意匠法第3条本文の規定との関係

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

各項目の記載については、それぞれ、以下のような内容としてはどうか。

1. 意匠法第7条の概要（案）

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。具体的な手続は意匠法施行規則に委ねており、同規則においては、複数の意匠に係る出願を一つの願書で行う手続を認めつつ、それぞれの出願には一つの意匠のみを含めること（一意匠一出願）を定めている。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないように留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

4.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方

意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならないこととされている。審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。

審査官は、第6条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。

4.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例（案）

（１）願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するものの例

a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの

（例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。

ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。）

b 用途及び機能を何ら認定することができないもの
（例：「物品」、「もの」）

（２）願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

※なお、上記（２）については、次頁以降のように、具体的な事例を記載することとしてはどうか。

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

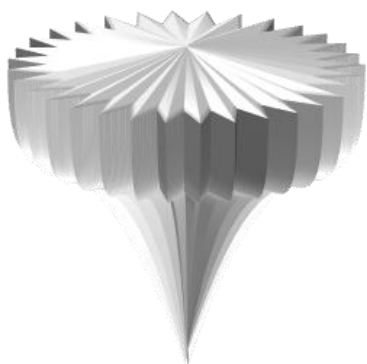
4.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例（案）

（２）願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

事例 1

意匠に係る物品 「産業用部品」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

事例 2

意匠に係る物品 「装飾部品」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

事例 3

意匠に係る物品 「支持フレーム」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

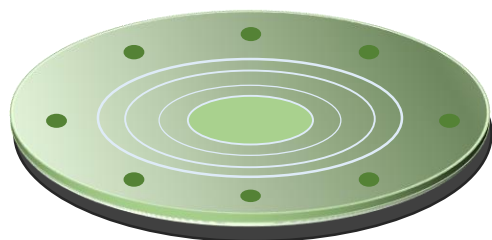
4.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例（案）

- (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例
特許庁長官による告示「意匠に係る物品等の例」参照
- (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

事例 1

意匠に係る物品 「食器」
意匠に係る物品の説明 「本願の物品は、食卓用皿である。」

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

事例 2

意匠に係る物品 「履きもの」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

3. 意匠審査基準の明確化及び簡潔化のための見直し

5. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方

5.1 意匠法第3条本文の規定との関係（案）

出願された意匠の、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確である際の、意匠法第7条の拒絶理由と、工業上利用することができる意匠ではないとの意匠法第3条本文の拒絶理由の両方に該当する場合は、審査官は第3条本文の拒絶理由を通知する。